

警報発令時の臨時休校について

気象等における「警報」発令時の対応について、下記のとおりとします。

なお、別紙「引き渡しと待機の判断基準」も、同時に配付させていただきますので、ご確認願います。

警報の種類	発令時刻等	発令区域	児童生徒の対応
①大雨 ②洪水 ③大雪 ④暴風 ⑤暴風雪 ⑥特別警報	午前6時の時点で発令されている場合	たつの市（学校所在地） 相生市、太子町、上郡町 （学校と同じ播磨南西部） 上記市町のいずれかに発令	全校生 臨時休校
		宍粟市（播磨北西部）	宍粟市の児童生徒のみ臨時休校
		佐用町（播磨北西部）	佐用町の児童生徒のみ臨時休校

※ 上記の警報が

午前6時以降、家を出るまでに発令された場合	上記と同様に休校となります。警報が発令された段階で、メール等で連絡します。
登校の途中に発令された場合 ※スクールバスに乗車した後で警報が出た場合	原則として、安全に十分配慮しながら学校まで登校します。下校については、「学校にいる時間帯に発令された場合」の欄をご覧ください。
学校にいる時間帯に発令された場合	原則として通常通り下校しますが、状況によっては下校時刻が早まることがあります。その場合はメール等で連絡します。迎えに来ていただくこと（引き渡し）もあります。
下校の途中に発令された場合 ※スクールバス利用の場合	原則として安全に十分配慮してバス停までむかいます。通常と同じくバス停へのお迎えをお願いします。

※ 警報以外でも「臨時休校」となる場合

道路の凍結、積雪、浸水、地震等によりスクールバスの運行が困難な場合は、**警報が発令されていなくても臨時休校になること**があります。

※ 休校の場合は、メールでお知らせします（メール登録のない方は電話で連絡します）

- * 警報発令区域は、市町単位ですのでご注意ください。
- * 警報の発令状況は、各ご家庭で確認してください。
- * 学校へ電話で問い合わせすることはご遠慮ください。

★各種福祉サービス（放課後等デイサービス等）を受けている方へ
臨時休校（学校・学部・学年・学級等が休業、特定のコースのバスが運行しないことによるバス利用者のみ休業等）に際して、学校から事業所へ連絡することはありません。各ご家庭で事業所に連絡（利用の有無、時間変更等）をとってください。

緊急時の児童生徒の保護者への引き渡しと待機の判断基準

	学区内地震発生時	津波が予想される地域の 津波警報発令時
児童生徒が 在宅中	○震度5弱以上の地震が発生した場合は、学校から連絡があるまで自宅または避難場所に待機する。	○警報が発令された場合は、近くの鉄筋コンクリートの建物の3階以上か高い所へ避難する。 ○警報が解除されても、通学路に浸水等の被害や危険箇所がないか確認の上、学校からの登校の連絡を待つ。それまでは避難した場所で待機する。
児童生徒が 登下校中	○震度5弱以上の地震の場合は揺れが収まった後、学校あるいは家からの連絡があるまで、危険物が落ちてこない、倒れてこない安全な場所で待機する。	
児童生徒が 在校中	○震度5弱以上の地震が発生した場合は、該当地域の生徒は下校させず、引き渡しによる下校とする。 ○震度4以下では、異常がなければ授業を再開する。下校時は安全に配慮して下校する。	○警報が解除されるまで該当地域の児童生徒は下校させず、学校で待機する。その後、引き渡しによる下校とする。

※この判断基準は文部科学省が「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」において示しているものを基に、本校の防災マニュアルに位置づけているものです。

※地震・津波以外の災害警報への対応については、災害状況に鑑み、この判断基準に準拠することとします。

発災時には、この基準をもとに、学区内の被災状況等を把握した後に判断し、保護者にメールまたは電話で連絡します。